

過労死防止基本法の制定を求める意見書

過労死が社会問題となり、「Karoshi」が国際語となってから四半世紀がたとうとしています。この間、過労死撲滅の必要性が叫ばれて久しいにもかかわらず、過労死の労災認定数は増える傾向にあります。

労働基準法では、労働者が過重な長時間労働を強いられるのを禁止し、労働者の生命と健康を保護することを目指していますが、十分に機能していない状況がみられます。

個人や家族、企業の努力だけでは限界があり、国が法律を定め、総合的な対策を積極的に行っていく必要があると考えます。

つきましては、過労死撲滅に向け、下記の事項を踏まえ、過労死防止基本法を早期に制定するよう強く要望いたします。

記

- 1 国は、過労死撲滅に向け総合的な対策を講じること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成26年3月11日

酒田市議会議長 本 多 茂

衆議院議長 伊 吹 文 明 殿

参議院議長 山 崎 正 昭 殿

内閣総理大臣 安 倍 晋 三 殿

厚生労働大臣 田 村 憲 久 殿